

商品名等 (電気用品名等)	RFID位置検知プラグ付コードセット
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 コードセットの差込みプラグには、RFIDリーダライタ及びUHF通信モジュールが内蔵されており、これにより、コンセントに貼り付けられたICタグシールの情報を読み取り、その情報を管理者用のPCに送信することで、このコードセットを接続した負荷機器がどこで使用されているのかを管理する目的で使用される。</p> <p>○構造、仕様、意匠 RFIDリーダライタ及びUHF通信モジュールを内蔵した差込みプラグ部、キャブタイヤコード及びコードコネクタボディで構成される。差込みプラグ部には、PSE表示のある差込みプラグ（購入品）を内蔵して、その栓刃を流用している。また、キャブタイヤコード及びコードコネクタボディは、それぞれPSE表示のあるものを購入して、差込みプラグ部とともに組み立てられる。</p> <p>○主な使用者、販売先 病院</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>差込みプラグ部は、特定電気用品のうち、配線器具の「その他の差込み接続器」として取り扱う。</p> <p>キャブタイヤコードは、特定電気用品のうち、合成樹脂絶縁電線類の「キャブタイヤコード」として取り扱う。</p> <p>コードコネクタボディは、特定電気用品のうち、配線器具の「コードコネクタボディ」として取り扱う。</p> <p>(理由)</p> <p>差込みプラグ部は、PSE表示のある差込みプラグにRFIDリーダライタ及びUHF通信モジュールの機能が付加されたものであることから、新たに製造された「その他の差込み接続器」として取り扱うことが妥当と判断する。</p> <p>また、キャブタイヤコード及びコードコネクタボディは、それぞれ「キャブタイヤコード」及び「コードコネクタボディ」として取り扱うが、特に加工は施されないため、この事例では自ら輸入しない限り、コードセットの製造事業者はこれらの届出事業者とはならない。</p> <p>なお、本製品は、構造・形状等から、位置検知目的で使用されるものと解釈できて、雑音防止機能、避雷機能以外の、電子回路を含む機能が付加されているため、「延長コードセット」には該当しない。（「電気用品の範囲等の解釈について」I 二 3. 3（15）参照。）</p>	